

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 一七六
- 道路の区域を変更する件四件 一七五
- 道路の供用を開始する件二件 一七六

告 示

福島県告示第二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年八月十三日から同年十二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五六号
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 合同会社西友
職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス
東京都北区赤羽二丁目一番一号
(変更後) 合同会社西友
職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

- 三 変更した年月日
平成二十七年五月十二日
届出年月日
令和元年七月二十九日
- 四 届出をした者
みずほ信託銀行株式会社
- 五 届出をした者
みずほ信託銀行株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	東白川郡棚倉町大字板 橋字西坪四五番地先か ら	変更前 変更後	一〇・〇 一三・五	三四二・〇 三四〇・〇
	同 郡同 町大字板 橋字古畑三六番一地先 まで	変更後	一二・七 四〇・六	三四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

一般国道 二九四号	白河市大信増見字北田 七七番一地从 同 市大信上新城字西 畑一二番地先まで	変更前 一一・五〇 四二・四	変更後 一一・五〇 四二・四	七五〇・〇 七五〇・〇
--------------	--	----------------------	----------------------	----------------

(道路計画課)

福島県告示第二百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和元年八月十三日から二週間一般の縦覧に供
する。

令和元年八月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七 九地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先まで 大沼郡昭和村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先から 同 郡同 村大字小野 川字板宿四五番二六地 先まで	変更前 A 一四・〇〇 六一・一	B 五・八〇 一五八・八	C 一三・八〇 二六・六
				二、一九六・二 九、六九八・〇 四七一・四

変更前	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先まで	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七 九地先から 同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉢館一二七六番六 地先まで	D 二一・〇〇 一三二・五	四、八七三・八
		A 九・二〇 六一・一	二、一九六・二
		B 五・八〇 一五八・八	九、六九八・〇
		C 一三・八〇 二六・六	四七一・四
		D 二一・〇〇 一三二・五	四、八七三・八

(道路計画課)

福島県告示第二百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県いわき建設事務所で令和元年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年八月十三日

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市平豊間字兔渡 路三六一番三地从先から 同 市平豊間字合磯 二五二番四地先まで	変更前 変更後	三・五〇 九・九	一五〇・四 一五〇・四

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

福島県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年八月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	白河市大信増見字北田七七番一地从先から 同 市大信上新城字西畑二番地 先まで	令和元年八月十三日

(道路計画課)

福島県告示第二百十八号

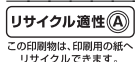
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和元年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年八月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

一般国道四〇二号	大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁 六二五番七九地先から 同 郡同 町松坂字上ノ平丁 五九二番地先まで	令和元年八月十三日
----------	--	-----------

(道路計画課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷